

各種団体等からの学校を通してのチラシ等配布に係る基準

	審査事項
1	下記のいずれかに該当する団体（原則として市内を活動拠点とする）が主催し、教育的または子育てに関する内容であるか。 (1) 国・地方公共団体その他公共団体 (2) 学校その他の教育機関 (3) 社会教育関係団体 (4) 一般社団法人，一般財団法人， 公益社団法人，公益財団法人 (5) 農業協同組合，社会福祉法人， その他公共的団体 ※ 原則として，株式会社等の営利企業は不可。（水戸市と連携している事業を除く。） ※ 原則として，上記以外の団体は認めないが，その他教育，学術，文化，スポーツの振興を目的とし，組織，責任者等が明確な団体で，市の児童生徒及び保護者が対象の公共的内容であれば，許可する場合もある。
2	営利又は商業的な宣伝を目的とするものではないか。 ※ 民間スポーツクラブ・教室や英会話・パソコン等の習い事の無料体験などについても，営利企業が実施するものについては配布不可。
3	水戸市内で実施される事業か。 ※ 原則として，市内で実施されるものとする。
4	学校から配布するのにふさわしいか。 ・ 過激な内容や政治的・宗教的な内容でないか。 ・ 夜遅くまで開催するイベント等でないか。
5	配布量・時期に問題はないか。 ・ 1部あたりの量や枚数が多すぎないか。 ・ 申込み期限や開催日までの期間が短すぎないか。

※ 1～5への該当は必須とし，配布申請書及びチラシ等配布物等から判断する。

※ 水戸市又は水戸市教育委員会の後援を受けている場合でも，上記の基準を適用する。

※ **特定の地域の学校のみ配布を希望する場合は，直接学校へ連絡していただき，学校長判断により配布することとする。**

※ 必ず全児童生徒へ配布されることを保障するものではない。